

第7期古賀市高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画（案）
（2018～2020年度）

地域密着型サービス事業
公募説明会資料

認知症対応型共同生活介護
認知症対応型通所介護

平成30年7月20日（金）

古賀市保健福祉部介護支援課

1 公募の趣旨

本市では、古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（2018～2020年度）に基づき、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、人生の最期まで尊厳を持って自分らしい生活を送ることができるよう、介護保険施設等の計画的な整備を進めております。

本公募は、認知症対応型共同生活介護および認知症対応型通所介護を整備する事業者を選定するために行うものです。

地域包括ケアシステムの拠点として、介護予防の推進や健康づくりなど地域の実情に応じた取組や提案を期待します。

2 公募内容

公募指定に係る対象事業所等は、次の表のとおりです。

サービスの種類	整備数	定員	備考
認知症対応型共同生活介護	2ユニット	9人/ユニット	全室個室
認知症対応型通所介護	1事業所	12人以下/単位	

- ※ 上記2事業について、併設型・単独型、共用型は問いません。また、開設予定地は古賀市内であれば、特に指定はありません。
- ※ 介護予防事業所（介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型通所介護）としても併せて指定を受け、一体的に運営を行ってください。
- ※ 認知症対応型通所介護を複数単位実施する場合、2単位目以降の定員は任意とします。
- ※ 認知症対応型共同生活介護の施設には、地域交流スペースを設置してください。ただし、同一敷地内に確保されている場合は、この限りではありません。
- ※ 事業所の形態は、他の指定居宅サービス事業等と併設するなど、とくに形態は問いません。ただし、併設する指定居宅サービス等はそれぞれの指定基準等を満たす必要があります。また、追加して併設する指定居宅サービス事業等は、建設補助の対象とならないため、自己資金で整備・実施することになります。

3 公募要件等

(1) 募集対象事業者

法人であること（法人の種類は問いません）。なお、今回の計画に併せて新たに法人を設立する団体も対象とします。

(2) 土地・建物

老人福祉法、介護保険法、社会福祉法、都市計画法、建築基準法、消防法、その他関係法令等を遵守することとし、必要に応じて、関係機関と事前に協議の上、計画を策定してください。

施設の設計にあたっては、周辺の住環境に十分に配慮してください。また、事業運営を開始した際に建物を使用することとなる現場職員（介護職員・看護職員等）の意見を踏まえて作成したものを提出してください。

土地・建物に関しては、自己所有・賃貸は問いませんが、以下の点についてご注意ください。

【土地・建物を購入により取得する場合】

土地・建物をあらかじめ購入する必要はなく、応募の段階では所有権を有していなくても、売買が確実であることが確認できれば応募は可能ですが、その場合は条件付契約書(※)などを添付してください。

社会福祉法人が法人所管部署へ事前に相談することなく土地を購入した場合は、資金流出とみなされることがあるので、ご注意ください。

【土地・建物を賃借する場合】

10年以上の賃貸借契約が確実であること。

応募の段階では賃借が開始されていないとしても、賃借が確実であることが確認できれば応募は可能ですが、その場合は条件付契約書(※)などを添付してください。

※条件付契約書とは、公募で選定されなかった場合は、契約等が無効であることなどを明記したものです。

(3) 地域住民への説明

整備にあたっては近隣住民や行政区長など地域住民及び隣接地権者に対し説明を行い、要望に対しては誠実に対応してください。その際の議事概要を併せて、応募の際に提出して下さい。

なお、隣接地権者の範囲には、道路や水路などを隔てた地権者を含みます。

(4) 建物設備・建設工事について

提出する見積書は設計業者によるものとします。

補助金の交付を受ける建設工事は、補助事業となりますので、古賀市が行う公共工事の取扱いに準じて行ってください。具体的には、**施工業者を古賀市の基準に準じた方法により、工事額ランクに応じた指定業者の中から指名し、選定した複数の事業者による入札によって施行業者を決定してください。**

(5) 関係法令の遵守

運営計画については、老人福祉法、介護保険法、古賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の関係法令を遵守してください。

(6) 資金計画

- ① 事業所整備に必要な資金の確保については、各種法令等を十分に理解して資金計画をたててください。
- ② 施設整備に係る自己資金として、建設総事業費の10パーセント以上の現金（預金）を確保してください。
- ③ 運営に係る自己資金として、計画年間事業費の12分の2（2ヶ月分）以上の現金（預金）を確保してください。なお、自己資金には、借入金によって調達される資金は含みません。
- ④ 事業開始後の資金収支計画については、サービス事業ごとに事業開始から2年間の計画をたててください。
- ⑤ 収入や支出については、各事業者の経営方針で計画的な見込みをたてて、利用者確保の見込み（稼働率）や職員の採用計画などに基づき算定してください。

(7) 施設整備等補助金について

- ① 新規に施設整備若しくは既存施設の改修を行う場合、福岡県地域密着型補助金を財源とする古賀市地域密着型施設等整備補助金を活用することができます。ただし、自己所有でない場合や根抵当権が設定されている建物については、補助対象外となります。また、借地に建築する場合でも相当期間の借入が確約できない場合、補助金の対象外となる場合があります。
- ② 補助金の交付については、福岡県地域密着型施設等整備補助金交付要綱に基づく古賀市地域密着型施設等整備補助金交付要綱に従ってください。
- ③ 市の補助金は、福岡県の補助金を財源としているため、福岡県の動向によっては、減額、不交付になることもあります。**資金計画を大幅に見直す必要が生じる場合もありますので、十分な余裕をもった資金計画としてください。**

【古賀市地域密着型施設等整備補助金（上限）】

サービス種類	施設整備補助金（新設の場合）
認知症対応型共同生活介護	26,250千円／施設
認知症対応型通所介護	10,900千円／施設

サービス種類	施設整備補助金（改修の場合）
認知症対応型共同生活介護	8,500千円／施設
認知症対応型通所介護	8,500千円／施設

※ 対象経費

認知症対応型共同生活介護または認知症対応型通所介護の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。

ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

(8) 社会福祉法人利用者負担軽減

本公募により事業を実施する社会福祉法人は、低所得者の利用負担軽減に資するよう、この制度に登録及び実施してください。

(9) 生活保護法の指定介護機関

介護保険法の規定による指定又は開設許可がなされた介護機関は、生活保護法第54条の2第2項の規定により、生活保護法の指定介護機関として、指定を受けたものとみなされます。生活保護受給者についても受入れを行ってください。

(10) 禁止事項と欠格事項等

① 以下のいずれかに該当する場合は、審査を行うことなく、あるいは、審査結果に関わらず不適とします。

- ア 調査、審査等に協力しない場合（ヒアリングの欠席・追加資料提出の拒否等）
- イ 提出された書類の内容に、重大な不備又は虚偽があったと認められる場合
- ウ 重要な事項（事業所種別・定員・資金の確保等）の変更があった場合

- エ その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員、および暴力団員と社会的に非難される関係にある者は、一切応募できません。これに違反していることが判明した場合は、不適とします。
- なお、応募事業者については、法人の役員等全てについて、福岡県警察へ暴力団員の有無に関する照会を行います。

4 応募の受付について

(1) 申込み意向確認書

応募予定の方は、「申込み意向確認書」を期限までに提出してください。

- ① 提出期限：平成30年8月10日（金）17：00まで
- ② 提出方法：介護支援課に持参又は郵送（郵送の場合は提出期限までに必着）

(2) 応募書類

応募書類は、期限までに提出してください。

- ① 提出期限：平成30年9月28日（金）17：00まで
- ② 提出方法：介護支援課に持参

5 応募書類に関する概要

- (1) 「提出書類一覧表」のとおり提出してください。
- (2) 提出された書類は返却しません。また、この募集に関する費用（書類作成及び証明にかかる費用負担等）については、応募事業者の負担とし、本市は一切負担しません。
- (3) 提出書類は、A4版でファイリングしたものを正本1部、副本9部の合計10部を提出してください。なお、副本は正本をそのままコピーしたもので構いません。（原本証明は不要）
 - ① 応募書類はA4縦左側に穴をあけてファイルに綴じ、表紙及び背表紙に「認知症対応型共同生活介護・認知症対応型通所介護事業公募申込書」と「法人名」を記載してください。
 - ② 目次を付け、「提出書類一覧表」の順番に並べ、ページ番号をつけてください。
 - ③ 項目ごとに文字表記のインデックス付きの仕切り（白紙）を入れてください。

(4) 正本の作成については、以下のことに注意してください。

- ① 契約書等の本来当事者同士で原本を保管すべきものについては、写しの提出で構いません。ただし、その場合は、代表者名で以下の見本のように原本証明をしてください。
- ② 原本証明に押印する法人印は、印鑑証明の印影と同じものを使用してください。

[代表者名による原本証明の見本]

この写は原本と相違ありません。				
平成	年	月	日	
法人名	○	○	○	○
代表者名	○	○	○	○

法人印

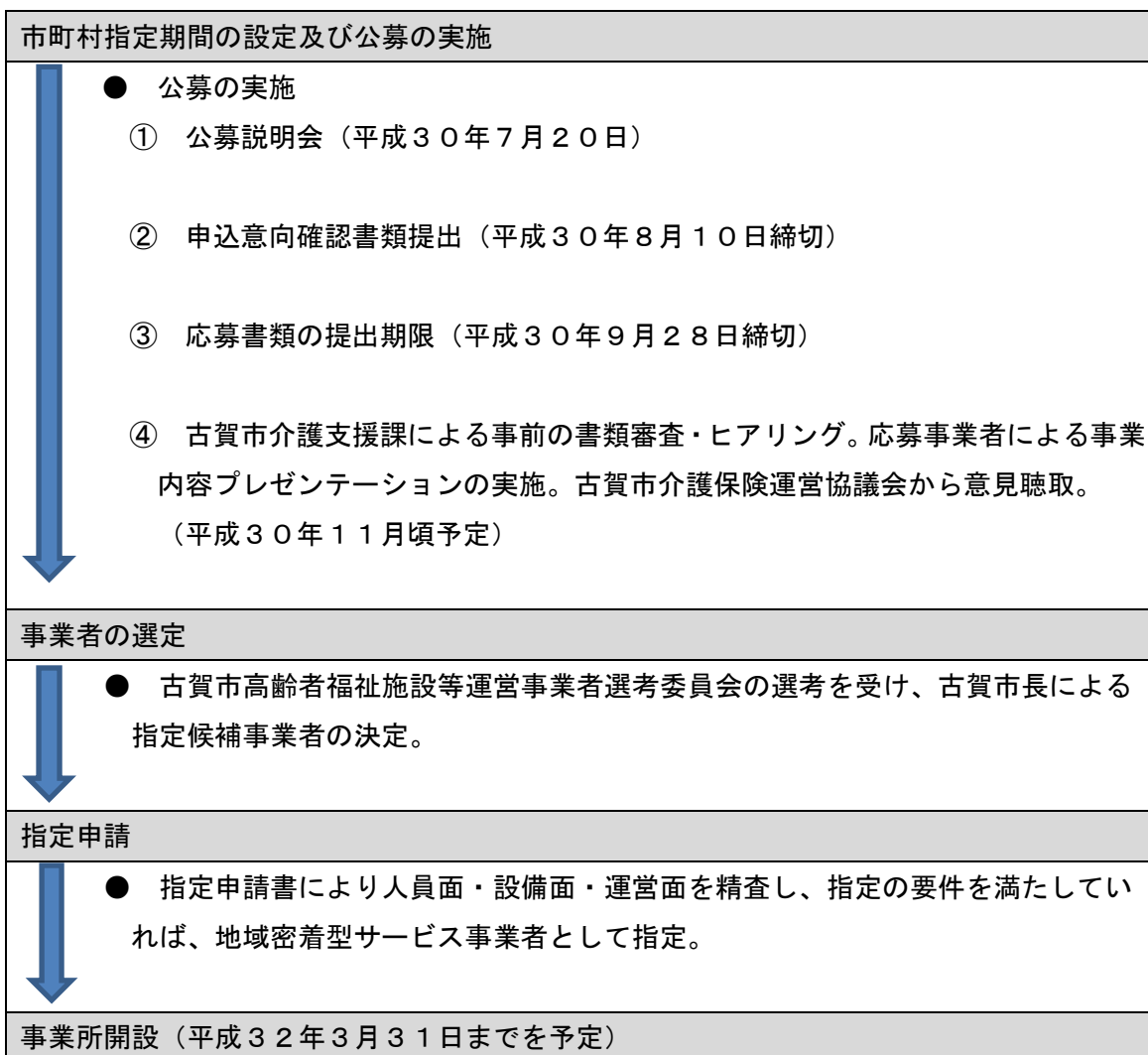
6 選考方法及び結果通知

- (1) 指定（候補）事業者の決定は、資料2「評価基準」に沿った書類審査・ヒアリング等の実施を経て、古賀市介護保険運営協議会から意見を聴取し、古賀市高齢者福祉施設等運営事業者選考委員会の選考を受け、古賀市長が決定します。なお、審査結果によっては、指定（候補）事業者が決定されない場合があります。
- (2) 古賀市介護保険運営協議会および古賀市高齢者福祉施設等運営事業者選考委員会に対し、審査・検討の段階において、プレゼンテーション等を実施していただく予定としています。
- (3) 本市が必要と認める場合に、指定した提出書類のほかに、調査または書類の追加提出を求めることがあります。
- (4) 選定結果は、全応募事業者へ文書で通知します。
- (5) 指定（候補）事業者として選定された場合においても、審議の過程で、計画内容に改善を要する事項について指摘を行う場合があります。この場合は、事業開始までに必ず改善を行ってください。
- (6) 応募書類の提出後、やむを得ない事情により辞退する場合は、辞退理由を明記のうえ、法人名、代表者名の署名、法人印の押印のある辞退届を提出していただきます。（様式任意）

7 今後の整備スケジュール（予定）

今後の整備スケジュールについては、以下のとおりです。

ただし、現段階での予定のため、変更になることがあります。



8 問い合わせ及び書類の提出先について

公募に関するお問い合わせは、E-mail または FAX（別添様式「地域密着型サービス事業公募に係る質問票」）でのみ受け付けます。

回答については、電話（軽微な質問に対する回答）、E-mail または FAX（Q&Aを送信）にて行います。

質問票提出期限 平成30年9月18日（火）17：00まで（必着）

《問い合わせ・書類の提出先》

郵便番号：811-3116

住 所：福岡県古賀市庄205番地 サンコスモ古賀

担当部署：古賀市 保健福祉部 介護支援課

担 当：真崎

電 話：092-942-1144

F A X：092-942-0404

E - mail：kaigo@city.koga.fukuoka.jp

※ また、提出書類の様式は下記の古賀市ホームページにも掲載する予定です。

- 古賀市ホームページトップ > 行政情報 > 市役所の仕事としくみ > 介護支援課
> 公募、公表など > 地域密着型サービス事業者の公募について（平成30年度）